

# 行政の焦点



新型コロナウイルス感染症に感染経路が明らか

例えば、複数の感染者が確認された労働環境下

となります。  
また、新型コロナウイルス



## 新型コロナウイルス感染症に関する取扱いについて

に業務によることが原因となつて感染した場合には、労働者の業種や職種を問わず当然に療養補償給付、休業補償給付、家族補償給付などの労災保険給付の対象となります。もちろん感染経路が特定できない場合であっても、個別の事案ごとに業務との関連性を調査し、労災保険給付の対象となるか否かを判断します。

での業務であつたり、顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務など感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合などは対象となります。

ルス感染症の感染性が消失後も、他に明らかな原因がなく急性期から持続する症状や、あるいは経過の途中から新たに、または再び生じて持続する症状（罹患後症状）がある場合は再び生じて持続する

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を受けたことで健康被害が生じた場合の労災保険給付の取扱いについては、通常、ワクチン接種は労働者の自由意思に基づくものであることから、業務として行われるものとは認められず、これを受け

一方、医療従事者等に係るワクチン接種については、業務の特性として、新型コロナウイルスへのばく露の機会が極めて多く、医療従事者等の感染、発症及び重症化リスクの軽減は、医療提供体制の確保のために必要です。

したがって、医療従事者等に係るワクチン接種は、労働者の自由意思に基づくものではあるものの、医療機関等の事業主の事業目的の達成に資するものであり、労災保険における取扱いとしては、労働者の業務遂行のために必要な行為として、業務行為に該当するものと認められることから、労災保険給付の対象となります。

なお、高齢者施設等の従事者に係るワクチン接種についても、同様の取扱いとなります。

医師・看護師や介護の業務に従事される労働者については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き原則として対象